

商品概要説明書

年金定期貯金

(2019年3月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○スーパー定期貯金(単利型) 「年金定期貯金」
2. 販売対象	○当組合の年金友の会会員または新たに当組合で年金の受取を開始する方
3. 取扱期間	2019年3月1日(金)～2020年2月28日(金)
4. 期間	○1年(自動継続) ※自動継続後は、通常のスーパー定期貯金となります。 ※預入時のお申し出により元金継続または元利金継続の取扱いができません。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○1円以上100万円以下 ○1円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○預入時のスーパー定期貯金(300万円未満)1年ものの店頭表示金利に0.1%上乗せした利率を適用します。 ○自動継続後の適用金利は継続日当日のスーパー定期貯金(預入期間1年)の店頭表示利率となります。 ○満期日以降に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
8. 手数料	—
9. 付加できる 特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができません。
10. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入期間1年の定型方式 A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%
11. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部（電話：055-949-3211）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>○お一人様100万円が限度です。</p> <p>○総合口座（年金受取口座）に取組めます。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA伊豆の国